

申告相談会場と日程をお知らせします

圖税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

- 申告日程…2月16日(金)~3月15日(金)
- 受付時間…【午前】9時~11時 【午後】1時~4時
- 申告会場…下記日程で「●」印がついた会場のみで申告相談を行います。
※空欄となっている日・会場では相談を行いません。



- 休日の申告相談
2月25日(日)および3月3日(日)に休日の申告相談(「★」印がついた会場のみ)を行います。休日の申告相談に来られる人は下記のことをご承知の上、ご来場ください。
※島原税務署が閉庁しているため、申告内容に疑義などが生じた場合、直接問い合わせができません。申告内容によっては受付できない場合があります。

- 自治会の区割り…2月号で自治会ごとに区割りした申告相談日程をお知らせします。

2月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
会場	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
深江庁舎 1階 A会議室													●	●
布津庁舎 2階 会議室	●			●	●	●	●				●	●		
有家庁舎 2階 会議室	●			●	●	●	●			★	●	●	●	
西有家庁舎 3階 大会議室														●
北有馬ピロティー文化センター日野江 ※1	●			●	●	●	●				●	●		
南有馬庁舎 3階 大会議室													●	●
口之津保健センター	●			●	●	●	●			★	●	●	●	●
加津佐総合福祉センター希望の里 ※2														

※1 北有馬会場…2階ホビールーム・レディースエンジョイルーム ※2 加津佐会場…2階大会議室

3月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
会場	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
深江庁舎 1階 A会議室	●		★	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
布津庁舎 2階 会議室															
有家庁舎 2階 会議室															
西有家庁舎 3階 大会議室	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
北有馬ピロティー文化センター日野江 ※1															
南有馬庁舎 3階 大会議室	●		★	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
口之津保健センター															
加津佐総合福祉センター希望の里 ※2	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●

※農業などの事業所得を申告する人は、あらかじめ自分で領収書などを集計してからお越しください。

※申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認書類をご持参ください。

※申告期間中、担当職員は全員申告会場へ出向きますので、税務課、各支所での申告相談は行いません。

※税務署による申告相談は、昨年からは会場が変わり、島原税務署で行われますのでご注意ください。

(雲仙砂防管理センターでは行われません。)

市民意見募集(パブリック・コメント)を行います

市が改正・策定を予定している次の条例改正(案)および計画(案)について、皆様のご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例改正(案)

更なる環境負荷を軽減し、美しい自然環境や魅力ある景観の維持などを図ることを目的に、太陽光発電設備設置事業の許可に係る面積要件などを変更するとともに、設備の適正な維持管理および事業廃止後の適正な処分について規定するため、当該条例の一部を改正します。

南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランIV)(案)

市民の健康寿命の延伸を目指し、さまざまな年代の健康増進、歯・口腔および食育に関する課題や取り組みについて、新たに当計画(計画期間:令和6~17年度)の策定を進めています。

圖環境課(衛生センター庁舎)

☎73-6644 FAX:85-2078
〒859-2415 南有馬町戊1751番地1
✉: kankyuu@city.minamishimabara.lg.jp

圖健康づくり課(南有馬庁舎)

☎73-6641 FAX:85-3142
〒859-2412 南有馬町乙1023番地
✉: kenkoutaisaku@city.minamishimabara.lg.jp

共通事項

- 閲覧・募集期間…1月4日(木)~31日(水)
- 閲覧場所…担当課、各支所
※市ホームページにも掲載します。
- 意見などを提出できる人
 - ・市内に在住・在勤・在学の人
 - ・市内に事業所などを有する人
 - ・本事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法(任意様式で可)
意見内容(条例改正(案)または計画(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、住所、氏名を記載し、担当課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
- 意見に対する考え方の公表
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 注意事項
 - ・条例改正(案)、計画(案)をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
 - ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
 - ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
 - ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

広告

60歳以上の健康で働く意欲のある方へ

あなたの経験や知識を活かしてみませんか。

シルバー人材センター 会員募集中!!

センターでは、一般家庭や企業、公共団体から、臨時的・短期的または軽易なお仕事の依頼を受け、希望に応じて高齢者に提供しています。お問い合わせは下記連絡先まで!!

お問い合わせ先 公益社団法人 南島原市シルバー人材センター ☎0957-72-7065
南島原市布津町乙470番地 <https://sites.google.com/view/mscity/>

この広告は、高齢者活躍人材確保育成事業(厚生労働省長崎労働局委託)により、長崎県シルバー人材センター連合会が提供しています。